

(別添2)

○平成十九年国土交通省令第一九号

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条の二第一項、第五十六条の二の二十第一項及び第二項並びに第五十六条の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、港湾法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月二十八日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

港湾法施行規則の一部を改正する省令（抄）

第一条 港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第二号ハ中「技術基準対象施設を設置する地点において生じると想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するものをいう。」を「港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第一条第五号のレベル二地震動をいう。以下同じ。」に改める。

第二十八条の二十の次に次の一条を加える。

(手数料)

第二十八条の二十一 法第五十六条の二の二十第一項の国土交通省令で定める手数料の額は、別表の上欄に掲げる確認対象施設の種類の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。

2 法第五十六条の二の二十第二項ただし書の規定により現金をもつて同条第一項に規定する手数料を納付するときは、同項ただし書の申請を行ったことにより得られた納付情報により、当該手数料を納付するものとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第二十八条の二十一関係）

確認対象施設の種別	種類	金額
防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤	津波、偶発波浪（港湾の施設の技術上の基準を定める省令第一条第三号の偶発波浪をいう。以下同	二百万円

	係留施設		外郭施設			
トンネル構造を有する施設			水門及び閘門 <small>こら</small>		、護岸、堤防、突堤及び胸壁	
	その他の施設	その他の施設	その他の施設	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設	その他の施設	じ。）、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設
静的解析を用いた照査により設計した施設	その他の施設	その他の施設	その他の施設	その他の施設	その他の施設	その他の施設
二百七十万円	二百七十万円	二百七十万円	二百七十万円	二百四十万円	二百四十万円	二百四十万円

海浜	廃棄物埋立護岸		固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械	橋梁		道路	
	その他の施設	津波、偶発波浪、レベル二地震動等の作用による損傷等を考慮して設計した施設		動的解析を用いた照査により設計した施設	静的解析を用いた照査により設計した施設	その他の施設	動的解析を用いた照査により設計した施設
百四十万円	百四十万円	二百万円	二百万円	三百三十万円	二百七十万円	九十万円	三百三十万円

緑地及び広場	
「住所」	「住所」
第六号様式、第六号の五様式及び第十号様式表面中 氏名	を 氏名
職名	職名 に改める。
年令	生年月日
「住所」	「住所」
その他施設	人工地盤構造を有する施設
九十万円	二百万円

第二条 港灣法施行規則の一部を次のように改正する。

第三条の六を第三条の七とし、第三条の五を第三条の六とし、第三条の四の次に次の一条を加える。

（港灣区域内等における技術基準対象施設の建設等の許可）

第三条の五 法第三十七条第一項の港灣管理者の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準

対象施設（法第五十六条の二の二第一項に規定する技術基準対象施設をいう。以下同じ。）の建設又は改良を行うおとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を港灣管理者に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能（技術基準対象施設に必要とされる性能をいう。以下同じ。）

ロ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、港湾管理者が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第三十七条第三項の規定により港湾管理者と協議しようとする者について準用する。

この場合において、前項中「港湾管理者の許可を受け」とあるのは「港湾管理者と協議し」と読み替えるものとする。

第五条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第三十八条の二第一項の規定による届出をしようとする者のうち技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者は、前項第一号の書類に代えて、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 当該届出に係る行為に係る施設の諸元及び要求性能

ロ 当該届出に係る行為に係る施設への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 当該届出に係る行為に係る施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三 当該届出に係る行為に係る施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

第十一条の次に次の一条を加える。

(開発保全航路内における技術基準対象施設の建設等の許可)

第十一条の二 法第四十三条の八条第二項の国土交通大臣の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類

(技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。

）を国土交通大臣に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能

ロ 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三 建設又は改良を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通大臣が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第四十三条の八第四項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により国土交通大臣と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「国土交通大臣の許可を受け」とあるのは「国土交通大臣と協議し」と読み替えるものとする。

第十四条の三第一項中「受けようとする者」を「受けようとする港湾管理者」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の港湾施設処分申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第一号に掲げる書類の一部にあつては当該港湾施設の種類により、第二号に掲げる書類にあつては当該港湾施設の処分後の用途により、必要がないときは、その添付を省略することができる。

一 当該港湾施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図

二 処分後の当該港湾施設の維持管理計画等（港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）第四条第一項の維持管理計画等をいう。）の内容を記載した書類

第二十七条の三の次に次の一条を加える。

（公告水域における技術基準対象施設の建設等の許可）

第二十七条の四 法第五十六条第一項の都道府県知事の許可を受けようとする者は、次に掲げる書類（技術基準対象施設の建設を行おうとする者以外の者にあつては、第四号に掲げる書類に限る。）を都道府県知事に提出するものとする。

一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類

イ 建設を行おうとする技術基準対象施設の諸元及び要求性能

ロ 建設を行おうとする技術基準対象施設への作用及びその設定の根拠

ハ イ及びロの照査方法

二 建設を行おうとする技術基準対象施設の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類

三 建設を行おうとする技術基準対象施設を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、都道府県知事が必要と認める書類

2 前項の規定は、法第五十六条第三項の規定により準用する法第三十七条第三項の規定により都道府県知事と協議しようとする者について準用する。この場合において、前項中「都道府県知事の許可を受け」とあるのは「都道府県知事と協議し」と読み替えるものとする。

第二十八条の二第二号ハ中「(平成十九年国土交通省令第十五号)」を削る。

第二十八条の三第三項第二号中「(技術基準対象施設に要求される性能をいう。以下同じ。)」を削る。

第二十九条第二項各号列記以外の部分中「第四号」を「第六号」に改め、同項第一号を次のように改め

る。

- 一 次に掲げる事項を示し又は記載した書類
- イ 当該届出に係る水域施設等の諸元及び要求性能
- ロ 当該届出に係る水域施設等への作用及びその設定の根拠
- ハ イ及びロの照査方法

第二十九条第二項中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の二号を加える。

- 二 当該届出に係る水域施設等の施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類
- 三 当該届出に係る水域施設等を適切に維持するための維持管理方法を記載した書類

#### 附 則

#### (施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二

十年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第六号様式による証票及び第十号様式による証明書は、それぞれ第一条の規定による改正後の港湾法施行規則第六号様式による証票及び第十号様式による証明書とみなす。

第三条 港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）附則第二項に規定する技術基準対象施設（以下単に「技術基準対象施設」という。）の建設又は改良を行おうとする者については、第二条の規定による改正後の港湾法施行規則（以下「新規則」という。）第三条の五及び第十一条の二の規定は、適用しない。

2 技術基準対象施設の建設を行おうとする者については、新規則第二十七条の四の規定は、適用しない。

3 新規則第五条及び第二十九条の規定にかかわらず、技術基準対象施設の建設又は改良を行おうとする者がする法第三十八条の二第一項及び第五十六条の三第一項の規定による届出については、なお従前の例による。